

議案第十七号

三朝町財産評価審議会設置条例の制定について

次のとおり条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾四年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町条例第 号

三朝町財産評価審議会設置条例

(設置)

第一条 町有財産の購入、売払い、交換等に関し、適正な評価を行なうことに資するため、三朝町財産評価審議会を置く。

(所掌事務)

第二条 三朝町財産評価審議会(以下「審議会」という。)は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、その価格を調査審議する。

- 一 一件見積価格三百万円以上の土地及び建物の購入
- 二 一件見積価格二百万円以上の土地及び建物の売払い又は交換
- 三 一件二千平方メートル以上の土地及び一件延べ面積千平方メートル以上の建物の購入
- 四 一件千平方メートル以上の土地及び一件延べ面積五百平方メートル以上の建物の売払い又は交換

五 前各号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認める事項

同一の目的をもつて行なう一連又は一団の土地及び建物の購入、売払い又は

交換の場合における前項の規定の適用については、「一件」とあるのは「一連又は一団」と読み替えるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから町長が委嘱する。
(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 会長は、特別の事情があると認めるときは、会長の指名した委員で審議会の会議を開くことができる。

第七条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

2 審議会の必要に応じて出席し、意見を求められた者には、公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和二十九年三朝町条例第二十八号）第二條の規定による実費を弁償するものとする。

第八条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、第六條の規定にかかわらず、委員の過半数に文書をもつて合議し、議決に代えることができる。

（雑則）

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会在が定める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。